

令和2年5月26日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿  
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿  
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

観光庁観光産業課長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」の変更を受けた  
周知等について（周知依頼）

5月25日に開催された第36回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、関東及び北海道の5都道県について、緊急事態宣言が解除されました。これにより、全国すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたこととなります。

ただ、緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできないことから、変更された「基本的対処方針」においては、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされており、具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和することとされています。

特に、観光振興の観点からの人の移動については、6月18日頃まで県内観光の振興を、6月19日頃より県外から人の呼び込みを実施することが想定されております。

この、段階的な社会経済の活動レベルの引き上げに当たっては、「新しい生活様式」の定着、貴団体において作成されている感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの実践、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策の継続・徹底が必要となりますので、貴団体におかれましては、本内容について加盟宿泊施設に周知いただくとともに、各施設において、ガイドラインに沿った感染予防対策を実践していただくよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、宿泊客等が安心して宿泊施設を利用できるよう、各施設が講じている感染予防対策、宿泊客等に求める感染予防対策について、各施設のホームページ等で積極的に情報発信いただくよう、各施設へ要請のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

国民の皆様が感染リスクを避けながら安全に旅行できるよう、安心・安全の旅行環境づくりへのご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○国土交通省HP ～新型コロナウイルス感染症への対応について～  
[https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)

(別添1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)

(別添2) 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

(別添3) 第14回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣ご発言

(別添4) イベント等段階的緩和の目安について